

佐久市病児保育・病後児保育のご案内

御代田町 町民課
佐久市役所 福祉部 子育て支援課

平成 24 年 4 月 1 日から佐久市の病児・病後児保育を御代田町に住所があれば利用することができるようになりました。

病児・病後児保育は、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的に、**病気の治療中又は回復期にあり、集団保育が適当でなく、かつ、保護者のやむを得ない事情により家庭で保育のできない児童を、専用の保育室で看護師等の専門スタッフがお預かりするサービスです。**

【実施施設】

病後児保育

施設名	所在地	備考
岸野保育園	佐久市伴野 1792-1	0267-63-0123

病児保育

施設名	所在地	備考
浅間総合病院	佐久市岩村田 1862-1	0267-67-2295

【ご利用いただける児童】

病児・病後児保育の対象となる児童は、町内に居住する 1 歳から小学校就学前までの児童で、次の要件に当てはまる場合にご利用いただけます。

- 保育所等に入所している児童で、病気の治療中又は回復期にあり、医療機関における入院治療を要しないが、集団保育を受けることができない児童
- 保育所等を利用していない児童で、保護者の勤務の都合、傷病、事故、冠婚葬祭等の理由により保護者による保育が困難で、病気の治療中又は回復期のため一時保育が受けられない児童
- 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める児童

【利用できる病状など】

- 熱の場合 登園時に 38 度未満である場合。
- おう吐、下痢 激しい腹痛、頻繁の下痢、嘔吐のないこと。また特別な病児食、献立胃腸障害の場合 が必要なく、給食で対応できる場合。
- 眼科 伝染病でない場合。
- 耳鼻科 診療情報提供書があればお預かりできます。
- 外傷の場合 骨折や縫合が必要な怪我等でも診療情報提供書があればお預かりできます。
- 感染症の場合 学校保健法に基づくもので、いずれも急性期を過ぎ、回復状態になった場合。

※ 子どもの状況によりお断り若しくは途中お迎えをお願いする事があります。

【利用定員】

各施設とも、原則として 1 日につき 4 名

【利用できる日時】

月曜日～金曜日 午前 8 時から午後 6 時まで

ただし、祝日及び年末年始（1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日まで）を除く

【保護者負担金】

区分	時間	3 歳以上児	3 歳未満児
保育料	午前 8 時～正午	450 円	1,000 円
	正午～午後 4 時	450 円	1,000 円
	午後 4 時～6 時	1 時間につき 150 円	
給食費	日額 400 円（乳児用ミルク等を持参の場合は、この限りでない。）		

（備考） 年齢は、当該年度 4 月 1 日の年齢による。

【利用までの流れ】

- 利用を希望する場合、事前に登録を行います。

「病児・病後児保育利用登録申請書」を御代田町町民課、佐久市役所子育て支援課に提出します。

- 利用する時、予約が必要です。

各施設の利用定員は原則 4 名ですので、利用を希望される日の利用者が定員一杯の場合には利用できません。事前に利用希望日に利用が可能かどうか、施設に確認をお願いします。

- かかりつけ医の診察を受けて、病児・病後児保育利用にあたっての意見を聴きます。

かかりつけ医で診察を受け、「診療情報提供書」に必要事項を記入してもらってください。この「診療情報提供書」の記入は、有料となります。

- 予約した施設に利用申込を行い、当日、必要書類を提出します。

1. 施設に電話して、利用日・時間を予約してください。
2. 「病児・病後児保育利用申込書」・「診療情報提供書」を施設に利用当日、ご提出ください。
なお、1 回の利用期間は原則として 7 日以内です。

【利用上の注意】

- 利用に際しては、持ち物など、利用細則について、『病児・病後児保育』を実施している各施設の約束事を事前にご確認ください。
- かかりつけ医から『病児・病後児保育』の利用が可能だと判断された場合でも、急な病状等の変化等により、施設の判断で利用をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。